

報告 2

「岐阜バス『笠松川島線』の新設について」

報告2 報告事項

■趣旨

川島地区から笠松駅や松波総合病院への民間バス路線を新設する。
新設にあたり、各務原市より定額補助を実施する。

■新路線の概要

「報告2 参考資料①」のとおり。

■新設時期

令和4年4月1日

■補助事業について

- ・「各務原市市内路線バス実証運行事業費補助金」を新設(令和3年度補正予算(6月))。
- ・同事業は、市内に営業所を有する交通事業者が、市民の日常生活の移動手段となるバス路線を新設する場合、運行開始から1年に限り、定額 1千万円を上限に補助するもの。
- ・同補助要綱(「報告2 参考資料②」)第7条において、公共交通会議にて新路線に対する意見を聴取して交付の要件として付することができることとしている。

■新路線に期待される役割

- ・朝夕において、川島地区と名鉄「笠松」駅を繋ぐことで、川島地区からの通勤・通学利用をカバーする。笠松駅を軸に、名鉄名古屋本線(鉄道)への乗り換えにより、岐阜・名古屋方面、県庁笠松線(民間バス路線)への乗り換えにより、県庁・西岐阜方面への移動が可能。

新路線及び笠松駅から乗継ぎにより、通学できる学校

名鉄笠松駅にて降車…岐阜工業高等学校

名鉄名古屋本線へ乗り換え…岐阜市街地への高等学校、名古屋方面の大学等

笠松県庁線へ乗り換え…岐阜保健大学、岐阜聖徳学園大学・高等学校

- ・松波総合病院付近へ停留所を設置することで、通院利用にも使える路線とすることで、通勤・通学利用が落ち込む日中の運行便の乗車率向上を目指す。
- ・地域間幹線系統として、市内外の移動を実現する広域路線として、川島地区住民等の日常生活の移動手段確保を図る。

■「各務原市地域公共交通網形成計画(後期計画)」(網計画)について

- ・網計画 p.10「市内各バス路線の運行目的一覧」並びに、p.52「(参考)市内公共交通機関の利用者数(千人)」にて、「笠松川島線」について追記する。
- ・同路線の運行目的は、「川島地区から岐阜・笠松方面等への通勤・通学、通院」とし、川島地区を中心に市民の日常生活を支える路線として取り扱う。

[各務原市地域公共交通網形成計画 p10]市内各バス路線の運行目的一覧

機能分類	運行主体	路線名	路線機能	主な運行目的
公共交通軸	岐阜乗合自動車株式会社	尾崎団地線	地域間幹線 (岐阜市一市内)	・尾崎団地から岐阜市への通勤・通学、県総合医療センターへの通院
		岐阜川島線 (R4.4.1廃線)	地域間幹線 (岐阜市一市内)	・川島地区から岐阜市への通勤・通学 ・同路線の需要は笠松川島線にてカバー
		笠松川島線 (R4.4.1新設)	地域間幹線 (笠松町一市内)	・川島地区から岐阜・笠松方面等への通勤・通学、通院
		高速名古屋線 高速八幡線 高速白川郷線 高速名古屋郡上八幡線 高速岐阜高山線	高速バス (関・美濃・郡上八幡・白川郷)	・岐阜、名古屋一関・美濃・郡上八幡・白川郷での観光、買い物利用等 (各務原市は中間停留所)
		倉知線	地域間幹線 (関市一市内)	・関市から市内への通勤・通学
		快速イオンモール線	地域間幹線 (岐阜市一市内)	・岐阜市からイオンモール各務原への買い物
	名鉄バス株式会社	一宮・川島線	地域間幹線 (一宮市一市内)	・川島地区から一宮市内への通院、買い物 ・川島地区から名古屋方面への通勤・通学
	株式会社日本タクシー	373バス	地域間幹線 (岐阜市一市内)	・各務原市から県総合医療センターへの通院 (ふれあいバス等と乗り継ぎ)
	加越能バス株式会社	名古屋線	高速バス (名古屋、富山)	・名古屋一高岡・氷見間の観光利用等(各務原市は中間停留所)
生活路線	岐阜乗合自動車株式会社	岐阜各務原線	地域間幹線 (岐阜市一市内)	・岐阜市への通院、買い物
		VRテクノ線	市内生活路線	・各務原高校やテクノプラザへの通勤・通学
		各務原東部線		・鵜沼地区からの通勤・通学(鉄道と乗り継ぎ)、東海中央病院への通院
		緑苑団地線		・緑苑団地の通勤・通学(鉄道と乗り継ぎ)、買い物
		イオンモール各務原線		・イオンモール各務原への買い物(鉄道と乗り継ぎ)
	名鉄バス株式会社	木曽川線	地域間幹線 (江南市一市内)	・川島地区から江南方面への通勤等
生活路線	ふれあいバス ふれあいタクシー チョイソコかかみがはら	鵜沼線	市内生活路線	通院・買い物利用(鉄道・東西線と乗り継ぎ)
		那加線		通勤・通学・買物利用(鉄道と乗り継ぎ)
		稲羽線		通学利用
		川島線		通勤・通学利用(鉄道と乗り継ぎ)、通院(笠松町コミュニティバスと乗り継ぎ)、買い物利用
		蘇原線		通院・買い物利用
		東西線		通院・買い物利用(鵜沼線からの乗り継ぎ)
		朝夕便		通学、通院利用
		須衛・各務地区		通院、買い物利用(鉄道・蘇原線と乗り継ぎ)
		鵜沼南地区		通院、買い物利用(東西線と乗り継ぎ)

[各務原市地域公共交通網形成計画 p52]

(参考) 市内公共交通機関の利用者数(千人)の内訳

機能分類	路線名	R6 年度 利用者数(千人)	備考
公共交通軸 (鉄道)	JR 高山本線 名鉄各務原線 名鉄犬山線	1,564 万 5 千人	
公共交通軸 (幹線的バス)	尾崎団地線 岐阜川島線笠松川島線 快速イオンモール線 倉知線 373バス 一宮・川島線	149 万 8 千人	路線バス
	高速八幡線 高速岐阜高山線		高速バス(岐阜方面)
	高速名古屋線 高速白川郷線 高速名古屋郡上八幡線 名古屋線(加越能バス)		高速バス(名古屋方面)
生活交通	岐阜各務原線 VR テクノ線 各務原東部線 緑苑団地線 イオンモール各務原線 木曽川線	32 万 2 千人	
生活交通	ふれあいバス ふれあいタクシー	20 万 7 千人	R1.10 月 一部改正
生活交通	一般タクシー	39 万 8 千人	
合計		1,807 万人	

各務原市路線バス実証運行事業費補助金交付要綱

(令和3年12月1日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、市民の日常生活における移動手段を確保し、及び公共交通の利便性を向上するため、市内に路線を新設する乗合バスの運行事業者に対して、各務原市路線バス実証運行事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に営業所を有する道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、令和4年4月1日までに新設されたバスの路線で次に掲げる要件を満たすものを定期に運行する事業とする。

- (1) 路線の全部又は一部が市内を運行する路線
- (2) 市民の日常生活における移動手段として利用が見込まれる路線

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に係る路線の運行を開始した日から1年間（以下「補助対象期間」という。）における当該路線の経常費用の額から、当該路線の運行によって得た経常収益の額を控除した額とし、1,000万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に係る路線の運行を開始する日までに、規則第4条第1項に規定する申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第1項に規定する申請書の写し
- (2) 当該路線の予定経路及び予定運行時刻が分かる書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、その決定の内容及びこれに付した条件を当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定に当たり、各務原市地域公共交通会議設置要綱（平成19年3月30日決裁）第1条に規定する各務原市地域公共交通会議の意見を聴くことができる。

（実施報告）

第7条 補助事業者は、令和5年5月1日までに、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）補助事業に係る路線の経路及び運行時刻が分かる書類

（2）補助対象期間における当該路線の経常費用の額及び当該路線の運行によって得た経常収益の額が分かる書類

（決定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。